

「京都市いきいき働く医療機関認定制度」 ～働きやすい働きがいのある職場として、「宇治病院」を新たに認定！～



当センターでは、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。
職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。
本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。
令和5年9月20日(水)の京都市いきいき働く医療機関認定審査会において、「宇治病院」が基本認定50項目の達成基準を満たしている
と判断し、働きやすい働きがいのある職場である「いきいき働く基本認定医療機関」として新たに認定されました。
認定までには、病院において当センターによる実施確認が必要となります。実施確認は基本認定申請書の到着順で行いますので、達成
基準を満たした病院は申請書を当センターまでご提出ください。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------------|-------------|----------------|-----------|-------------|--------------|-----------|-----------------|---------------------|-------------|--------------|-------------|-----------------|--------------|------------|---------------|
| 1 京都南西病院 | 2 向日回生病院 | 3 蘇生会総合病院 | 4 脳神経リハビリ北大路病院 | 5 嵯峨野病院 | 6 いわくら病院 | 7 洛和会音羽病院 | 8 宇多野病院 | 9 京都リハビリテーション病院 | 10 京都九条病院 | 11 もみじヶ丘病院 | 12 綾部市立病院 | 13 京都田辺中央病院 | 14 なぎ辻病院 | 15 京都市民連中央病院 | 16 京都ルネス病院 | 17 京都博愛会病院 |
| 18 精華町国民健康保険病院 | 19 洛西ニュータウン病院 | 20 宮津武田病院 | 21 相馬病院 | 22 京都回生病院 | 23 京都きづ川病院 | 24 洛和会音羽記念病院 | 25 北山武田病院 | 26 富田病院 | 27 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 28 京都田辺記念病院 | 29 なごみの里病院 | 30 宇治武田病院 | 31 京都東山老年サナトリウム | 32 綾部ルネス病院 | 33 賀茂病院 | 34 京都ならびがおか病院 |
| 35 新京都南病院 | 36 京都南病院 | 37 洛和会丸太町病院 | 38 武田病院 | 39 亀岡病院 | 40 洛和会東寺南病院 | 41 丹後中央病院 | 42 京都久野病院 | 43 京都済生会病院 | 44 日本バプテスト病院 | 45 桃仁会病院 | 46 市立福知山市民病院 | 47 稲荷山武田病院 | 48 京都市立京北病院 | 49 京都八幡病院 | 50 宇治病院 | |
- いきいき働く認定医療機関 (基本認定: 令和5年9月末現在)



「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ
改善に向けてまずは宣言を!～

令和5年9月末現在、97病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。
宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いきいき働く宣言医療機関 (令和5年9月末現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- | | | | |
|---|---------------------|-----------------|--------------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 26 綾部市立病院 | 51 京都岡本記念病院 | 76 渡辺病院 |
| 2 京都ルネス病院 | 27 稲荷山武田病院 | 52 亀岡病院 | 77 京都市民連あすかい病院 |
| 3 京都田辺中央病院 | 28 京都博愛会病院 | 53 高雄病院 | 78 洛北病院 |
| 4 京都田辺記念病院 | 29 学研都市病院 | 54 なぎ辻病院 | 79 南京都病院 |
| 5 精華町国民健康保険病院 | 30 脳神経リハビリ北大路病院 | 55 八幡中央病院 | 80 新河端病院 |
| 6 京都九条病院 | 31 京都回生病院 | 56 市立福知山市民病院 | 81 西山病院 |
| 7 介護医療院さいきょう | 32 木津屋橋武田病院介護医療院 | 57 田辺病院 | 82 京都武田病院 |
| 8 シミズ病院 | 33 嵯峨野病院 | 58 蘇生会総合病院 | 83 堀川病院 |
| 9 宇治リハビリテーション病院 | 34 京都南西病院 | 59 京都ならびがおか病院 | 84 吉祥院病院 |
| 10 宮津武田病院 | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 60 なごみの里病院 | 85 日本バプテスト病院 |
| 11 松ヶ崎記念病院介護医療院
(介護医療院洛和ウィラよつばへ名称変更) | 36 北山武田病院 | 61 富田病院 | 86 千春会病院 |
| 12 長岡病院 | 37 賀茂病院 | 62 綾部ルネス病院 | 87 明治国際医療大学附属病院 |
| 13 京都南病院 | 38 京都きづ川病院 | 63 六地藏総合病院 | 88 京都からすま病院 |
| 14 新京都南病院 | 39 宇多野病院 | 64 京都東山老年サナトリウム | 89 京都済生会病院 |
| 15 京都市民連中央病院 | 40 洛和会丸太町病院 | 65 金井病院 | 90 京都大原記念病院 |
| 16 もみじヶ丘病院 | 41 洛和会音羽病院 | 66 京都鞍馬口医療センター | 91 京都八幡病院 |
| 17 三菱京都病院 | 42 洛和会音羽記念病院 | 67 介護医療院五木田病院 | 92 同志社山手病院 |
| 18 吉川病院 | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 68 丹後中央病院 | 93 京都市立京北病院 |
| 19 宇治武田病院 | 44 洛和会東寺南病院 | 69 愛生会山科病院 | 94 京都近衛リハビリテーション病院 |
| 20 京都久野病院 | 45 身原病院 | 70 宇治病院 | 95 みのやま病院 |
| 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) | 46 洛西シミズ病院 | 71 京都桂病院 | 96 桃仁会病院 |
| 22 いわくら病院 | 47 洛西ニュータウン病院 | 72 西陣病院 | 97 ムツミ病院介護医療院 |
| 23 相馬病院 | 48 仁仁会武田総合病院 | 73 大島病院 | |
| 24 向日回生病院 | 49 武田病院 | 74 むかいじま病院 | |
| 25 亀岡シミズ病院 | 50 伏見岡本病院 | 75 市立舞鶴市民病院 | |



秘密は厳守します。
相談内容など

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分
場所 COCON烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地)

京都府医療勤務環境 改善支援センター

Support Center News

運営受託：一般社団法人 京都私立病院協会

October 2023. | Vol. 94

医療勤務環境改善研修会「医師等の宿日直許可基準、研鑽時間の取扱いについて」

令和6年4月の医師の時間外労働上限規制の適用まで、残り僅かとなりました。医師の宿日直許可基準の取得は、大学病院等からの医師派遣の継続に必要不可欠です。また、医師の研鑽時間についても、労働時間を管理する上で、研鑽に該当するもの・しないものを明確にしておく必要があります。
以上を踏まえ、各労働基準監督署管内の医療機関を対象として、講師に各開催管轄区域の労働基準監督官をお招きし、「医師等の宿日直許可基準、研鑽時間の取扱いについて」をテーマに、令和5年6月～8月に京都市内、京都府北部、京都府南部の開催区域ごと合計4回にわたり、研修会を開催しました。
また、研修会終了後は、各開催管轄区域の労働基準監督官が相談窓口となる「宿日直許可基準、研鑽時間の取扱いに関する相談会」を開催し、多くの病院の相談に対応いたしました。



● 医師等の宿日直許可基準について

● I. 宿日直許可と夜勤の違い

	宿直業務(例外)	夜間勤務(原則)
許可の有無	許可が 必要	許可は 不要
命じられる業務の内容	定期巡視、緊急の文書又は電話の收受並びに少数の要注意患者に対する軽度の診察など ※許可業務のみ	通常の勤務を命じることができる
労働時間の適用	適用を受けない	労働基準法32条の適用
賃金の支払い	宿日直手当 (但し、急患の対応など通常の業務に従事した時間は通常の賃金支払いが必要)	通常の賃金 (時間外・深夜割増などの支払いも必要)

日勤(8時間)	宿直(14時間)	原則: 通常の労働時間として通算される 8時間+14時間=22時間	例外: 通常の労働時間から除外して通算できる 8時間 (14時間は労働時間から除外される)
---------	----------	---	---

II. 断続的な宿日直の許可基準について(医師、看護師等の場合)

・医師等の宿日直勤務については、一般的な許可基準に関して、より具体的な判断基準が示されており、以下説明する①～④の全てを満たす場合には、許可を与えるよう取り扱うこととされている。

- ① 通常の勤務時間の拘束から**完全に解放**された後のものであること。
(通常の勤務時間が終了していたとしても、通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。)

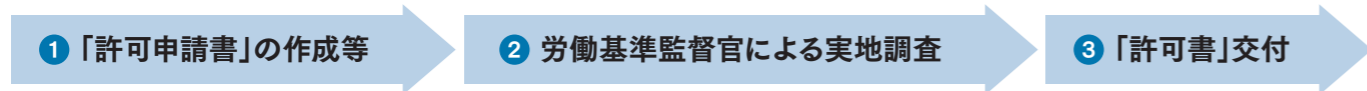


- ② 宿日直中に従事する業務は、一般の宿直業務以外には、**特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務**に限ること
- ③ 宿直の場合は、夜間に**十分睡眠**がとり得ること。
- ④ 上記以外に、**一般の宿日直許可の際の条件を満たしている**こと。

● 宿日直中に通常勤務と同態様の業務が生じてしまう場合

- ・宿日直中に、通常と同態様の業務(例えば突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応など)が**まれにあり得る**としても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務と認められれば、宿日直の許可は可能である(宿直の場合には夜間に十分な睡眠が取り得るものであることも必要。)
- ・なお、許可を受けた宿日直中に「通常と同態様の業務」をまれに行った場合、**その時間については、本来の賃金(割増賃金が必要な場合は割増賃金も)を支払う必要**がある。

III. 宿日直許可申請から許可の流れ



※宿日直の許可は、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って得ることも可能(深夜の時間帯のみ、病棟宿日直業務のみも可能)

① 「許可申請書」の作成等

- 断続的な宿直又は日直勤務許可申請書 様式第10号 (正副2部)
- 断続的宿日直勤務許可申請 添付書類 (任意様式、別紙参照)
- 申請状況を具体的に確認できるもの(複数月分)
 - ・宿日直勤務当番表
 - ・宿日直日誌 や 急患日誌 等
 - ・宿日直中に従事する業務内容や件数、業務内容ごとの対応時間数などが分かる 資料(電子カルテなどを基に作成)
- 宿日直対象者一覧 (氏名、職種(医師・看護師等)、勤務形態(常勤・非常勤等))
- 賃金一覧 および宿日直手当の 最低額試算表 (任意様式、別紙参照)
- 宿日直手当の算出根拠が分かる 就業規則
- 直近1ヶ月分の 賃金台帳 (宿日直の対象者全員分)
- 通常勤務のシフト表 (複数月分)と 各シフトの労働時間が分かるもの (通常業務からの延長ではないことを確認)
- 病院(病棟)の 平面図 や 写真 (巡回ルートや宿直室・仮眠室の確認)

申請先は所轄の労働基準監督署です

② 労働基準監督官の実地調査

- 1. 宿直室(仮眠スペース)の確認
- 2. 定期巡視(見回り)コースの確認
→監督官と一緒に回ります。ただし、定期巡視が医師の宿日直中に従事する業務でない場合は行いません。
- 3. 宿日直従事者との面談
→必要に応じて電話で確認する場合があります。
- 4. 宿日直の日誌の確認など

③ 「許可証」交付

「断続的な宿直又は日直勤務許可書」には有効期限がありませんが、許可後に**申請事項の変更(勤務実態の変化)**があった場合は、**再申請**を行う必要があり、変更がどの程度のものなのかを再度調査することになります。

- ・既に許可を受けている宿日直許可書の取り扱いについては、そのまま引き続き有効
- ・宿日直業務の内容が許可された内容と異なり、**実態として通常の勤務と同様の業務とされて宿日直時間全体が労働時間**とされる
- ・常に、許可内容通りとなっているか確認することが必要

● 医師の研鑽にかかる労働時間に関する考え方について

● I. 研鑽の労働時間の該当性

通達「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」が発出(令和元年7月1日付け基発0701第9号)「研鑽の労働時間該当性の基本的考え方」「労働時間該当性を明確化するための手続き」が示された。

通達では医師の研鑽を3類型に分類している

- 3つの類型
 - ① 一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習
 - ② 博士の学位を取得するための研究および論文作成 専門医を取得するための症例研究や論文作成
 - ③ 手技を向上させるための手術の見学

① 一般診療における新たな知識技能の習得のための学習

- 具体的内容
 - 診療ガイドラインの勉強
 - 新しい治療法、新薬の勉強
 - 自らが術者である手術や処置等に係る予習・振り返り・練習
- 労働時間該当性
 - 診療の準備、診療に伴う後処理として不可欠なもの → **労働時間に該当する**
 - 業務上必須でない行為を、自由な意思で、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の指示なく行ったもの → **労働時間に該当しない**

② 博士の学位を取得するための研究および論文作成 専門医を取得するための症例研究や論文作成

- 具体的内容
 - 学会や外部勉強会への参加・発表準備
 - 院内勉強会への参加・発表準備
 - 専門医取得や更新に係る症例報告作成・講習会受講
- 労働時間該当性
 - 研鑽の不実施について就業規則等で不利益が課されている
 - 研鑽が業務上必須、あるいは上司の明示・黙示の指示による → **労働時間に該当する**
 - 上司等から奨励されていても、業務上必須でない行為を、自由な意思で、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の指示なく行ったもの → **労働時間に該当しない**

③ 手技を向上させるための手術の見学

- 具体的内容
 - 手術・処置等の見学の機会確保・症例経験の蓄積のための所定労働時間外の見学
- 労働時間該当性
 - 見学中の診療時間 → **労働時間に該当する**
 - 見学中の診療が慣例化・常態化 → **見学全体が労働時間に該当する**
 - 業務上必須でない行為を、自由な意思で、所定労働時間外に、自ら申し出て、上司の指示なく行ったもの → **労働時間に該当しない**

● II. 労働時間該当性を明確化するための環境整備

研鑽を行う医師について、「診療体制に含めない」「研鑽場所を設定」「研鑽中は白衣を着用しない」等に加え、**上記「区別」を書面化するとともに職員への周知が重要**

- ① 医療機関の勤務環境に係る実態把握
「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。
- ② 医療機関への病院訪問
勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。
●令和5年9月：特別支援事業による支援(1病院)
- ③ 勤務環境改善に取組み医療機関への個別支援・相談対応等
随時医業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。
- ④ 勤務環境改善に関する研修会等の実施
医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

● 今後のスケジュール

医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修

- 第2回
 - 日 時：令和5年10月25日(水) 午後2時～午後4時
 - 場 所：京都経済センター6F 6-B
 - テ - マ：「医師の働き方改革を院内で進めるための3つの重要視点」
 - 講 師：妻 英 洙 氏(ハイズ株式会社代表・慶應義塾大学大学院特任教授)
 - 定 員：会場40名(先着順)、オンライン500名

※お申し込み方法
京都私立病院協会ホームページ(<https://www.khosp.or.jp/>)の「研修会・イベント申込」からお申し込みください。定員に達し次第、締め切りますので、お早目にお申し込みください。